

豊郷睦會會員規約

(目 的)

第1条 本会は、豊郷地区内の親睦を深め、お神輿を通じ伝統文化に触れ青少年育成を図るとともに地域の町おこしを目的とし豊郷睦會(以下本会)を設置する。

(名 称)

第2条 本会は正式名称を豊郷睦會と称する。

(本 部)

第3条 本部は暫定的に会長宅に置くものとする。

(事 業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するために次の事業を行う。

- 1、町おこしに繋がる事業の企画運営。
- 2、ふるさと宮まつりへの参加。
- 3、豊郷地区内のイベントや行事への積極的な協力・参加。
- 4、他地域の同種団体との交流・情報交換。

(会 員 の 資 格)

第5条 本会の会員は18歳以上の豊郷地区内に居住または事業所に勤務する者とする。
但し、他地域居住者でも入会時に実家が豊郷地区内にあれば入会は可能とする。
暴力団又は右翼団体構成員又は関係者の入会は一切認めない。

(退 会)

第6条 退会希望者はその旨書面にて会長へ申し出る。

- 1、退会の際は退会希望者より書面にて申し出を受け、それを執行幹部会で承認する。
- 2、退会する者に入会金の返却はしない。
- 3、年度途中の退会については年会費の返却はしない。
- 4、退会する際は会半纏・帯は原則として会へ返却する。

(会 費 ・ 資 金)

第8条 本会はその行う事業の費用に当てるため、会費を徴収することができる。

- 1、 入会金として一人1万5千円、同世帯一人につき1万円、未成年者8千円とする。
- 2、 会費は年会費3千円とし、一世帯複数の会員が居る場合一律5千円、年頭3月末日までに指定口座へ振り込む。または直接会計へ納入する。
未納者に対しては会計担当より督促を行い、七月末日までに納入が無い場合は祭事に出場させない。
- 3、 入会金が納められれば、会半纏1着・会帯1本・会手拭い(1本)を支給する。
但し、未成年者へはプリントダボシャツ・手拭1本を支給し、成年時に半纏購入をするか確認。
- 4、 会通帳の管理は会計担当者、印鑑は会長が管理するものとし、現金を引き出す際は2名以上で現金を引き出す。
- 5、 物品購入の際、高額の立て替え金を必要とする場合は会との書面の取り交わしを必ず行う。
- 6、 別途に手拭い・帯を購入する際は手拭い1本につき千二百円(税込み)、帯は二千八百円(税込み)とする。

(豊 郷 睦 會 の 禁 止 事 項)

第9条 豊郷睦會は以下の行為を禁止する

- 1、町おこし事業・神輿渡御中の喫煙(所定の喫煙場又は携帯灰皿を必ず使用する事)

- 2、町おこし事業・神輿場における喧嘩。又は他団体に迷惑をかける行為。
- 3、未成年の飲酒・喫煙行為。
- 4、彫り物・タトゥー等は半纏等で必ず隠し、見えないようにする。
- 5、本会活動以外での半纏着用。また、会員以外への半纏賀し(家族は除く)
- 6、催事中は役員の指導の下勝手な行為はしない。
- 7、禁止事項を破った者は役員会において、処分を検討する。

第10条 服 装

- 1、 神輿渡御の際は会半纏又は会指定プリントが入ったダボシャツを必ず着用する。
- 2、 中にきる物はダボシャツ又は鯉口シャツ。色は白を推奨。
- 3、 下は締め込み又は長ダボ・半ダコ
- 4、 足袋は白足袋とする。コハゼ枚数は多くても7枚まで。

(役 員 及 び 執 行 幹 部)

第11条 会長1名、顧問(若干名)名誉顧問1名(自治会会長又は地区選出市議会議員)、副会長若干名(うち1名は会長代行兼務)、運営事務局会計担当者をそれぞれ若干名、8名以上を執行部役員として設置する。

- 1、 会長は、豊郷睦會を代表し、会務を総括する。
- 2、 必要に応じ、相談役、顧問をおく事ができる。

(豊 郷 睦 會 の 招 集)

豊若睦會は会長または副会長が招集する。

附則 本規約は、平成26年 3月 1日より施行する。